

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく生活保護費返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年7月28日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のとおり主張して、本件処分を取り消す旨求めている。

1 本件社労士費用について

ア 長男は、〇歳から発達障害、〇歳から鬱病を併発していたところ、そのような長男自身が、それだけでなくも難しい精神疾患の障害年金申請のために、自身で受給につながるような的確な書類を揃えて障害年金の申請の手続を行うことは難しく、専門家の助けが必要であったので、事前に請求人が当時の保護の実施機関のケースワーカーに相談した上で、精神疾患の障害年金申請を専門に取り扱う社労士に障害年金申請の代理手続の依頼をした。本件において社労士に依頼したことは、請求人の同一世帯にいた長男が、障害年金を受給することにより生活

の資力を得、それにより大学に進学し、将来に向けて自立更生するために必要不可欠なものであった。特に本件では、社労士の支援を得なければ長男が令和2年4月からの大学進学に当たって障害年金によって安定して大学での勉学を行うための経済的な条件を整えることは困難だったのであり、社労士への依頼は必要不可欠なものであり、そのための費用を控除しないことは自立の道を阻むことになり、法の趣旨に反することになる。

イ 処分庁は、〇〇区のケースワーカーが、請求人に対して、社労士への依頼料は原則として自己負担となる旨を説明した上で、資産調査専門員に依頼するか、社労士に依頼するか選択するよう伝えたと主張しているが、事実誤認がある。

〇〇区のケースワーカーは、請求人に対して「(障害年金のことを)私は詳しくはわかりませんが、うちでも詳しい者がいるので任せることは出来ます」と説明したため、請求人が「詳しい者」というのが社労士であるかどうかを確認したところ、上記ケースワーカーから違うと言われたので、それでは任せられないのではないかと断った。このとき「資産調査専門員」という言葉は出ておらず、「資産調査専門員」に依頼するか社労士に依頼するかを選択するようという話は一切されていない。

また、このとき、上記ケースワーカーから、社労士に依頼すると料金がかかること、障害年金がもらえることになったら認定された月から誕生日の翌月まで遡った金額が遡及金として支給され、福祉事務所に返還することを伝えられたので、請求人は、社労士の報酬等の費用が経費として控除されるのかと質問したところ、上記ケースワーカーは、会議にかけて決めることになると言った。この際に、社労士への依頼料が原則自己負担になるとかそのような説明は一切されていない。

ウ 前記イの経緯のとおり、〇〇区の担当ケースワーカーは、当該費用が請求人の負担となる可能性があることを明確に本人に分かるよう

に事前に説明しているとはいえず、また請求人の負担が発生しない手段が他に存在しているという教示が行われたとは言えない上、「資産調査専門員」が請求人に年金申請のアドバイスをしたとしても、結局は請求人が長男の年金申請手続をすることになるのであるから、発達障害と鬱病の併発型の障害年金の受給に確実に繋がったとはいえない。

また、請求人は、行政書士試験に合格している事実はあるが、実務には一度も携わったことがなく、ましてや、精神疾患の障害年金についての知識など全くなかったのであり、請求人が長男に代わって年金申請手続を行う能力を具備しているとは認められない。請求人が依頼した社労士も言うように、専門に行っていないと分からないという精神疾患の障害年金申請について、行政書士が行うことは難しく、ましてや行政書士の実務経験もない請求人が行うことは極めて難しいといえる。

また、〇〇区が社労士報酬等を必要経費として認めるか認めないかに関し、地域の実情が関係してくるとは考えられず、〇〇区に限って認められない理由は存在しないと考えられる。

したがって、処分庁は、間違った前提に基づいて判断しており、本件処分は適法であるという処分庁の反論は、明らかに誤っている。

2 本件パソコンの購入費用について

ア 本件パソコンは、コロナ禍の下での就学のために大学側から必要不可欠なものとして所有が求められたものであり、同じく自立更生するために必要不可欠なものであった。なお、本来、就学においてこのような多額の負担が見込まれていた場合、自立更生計画を策定していたところであるが、コロナ禍のために突如必要になったものであることにも配慮すべきである。

イ 請求人が、令和2年3月31日、大学の生活協同組合に大学が推奨するスペックを有する個人のノートパソコンについて問い合わせると、既に品切れとのことで、再入荷のお願いをしつつ、池袋や秋葉原

でもパソコンを探したが、新型コロナウイルスの影響で、オンラインの需要も高まり品薄な状況もあり、適切なパソコンを見つけることができなかった。

同年4月1日、大学の生協から、パソコンの再入荷の連絡があった。大学の生協も新型コロナウイルスの影響で、パソコンやパソコンの周辺機器も注文が殺到している状況であり、発注するのを急がないといけないという状況であった。そこで、同月2日、パソコンの発注をし、同月3日には、パソコンの代金を送金した。同月7日には、注文したパソコンが納品された。

ウ 請求人は、本件パソコンを購入したことについて、〇〇福祉事務所に最大限速やかに報告している。令和2年4月7日に緊急事態宣言が出されて、〇〇福祉事務所に行くというような状況ではなかったため、請求人は、すぐにはパソコンのことを相談することはできなかった。

3 結論

本件では、自立更生のため、社労士の費用及びパソコン購入費用が必要不可欠であったにもかかわらず、処分庁が請求人に対してした本件処分は、必要経費の控除を一切認めていない。請求人世帯の生活の実態を考慮した上で、具体的な検討をした様子もうかがわれない。必要経費の控除を一切認めていない本件処分は、その裁量を逸脱、濫用したものであり違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、本件処分に係る返還決定額のうち、25,422円を超える部分の取消しを求める部分には理由があるから、行政不服審査法46条1項本文を適用して取り消すべきであり、その余の部分の取消しを求める部分には理由がないから、同法45条2項を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 1 2 月 2 3 日	諮問
令和 4 年 1 月 2 1 日	審議（第 6 3 回第 2 部会）
令和 4 年 2 月 2 5 日	審議（第 6 4 回第 2 部会）
令和 4 年 3 月 2 2 日	審議（第 6 5 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給済み保護費の返還決定について

ア 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定めており、同条 3 項は、同条 1 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない旨を定めている。

法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

イ 法 6 3 条に基づく返還額の決定に関し、「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡、以下「問答集」という。）問 1 3 - 5（答）(1)は、「法第 6 3 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護

金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」としている。

もつとも、問答集問 1 3 - 5 (答) (2)は、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」等の範囲で、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱い(このような取扱いを、以下「自立更生免除」という。)として差し支えないとし、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 6 年 4 月 1 日厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 8 ・ 3 ・ (5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものであるとしている。

(2) 年金の収入認定及び必要経費の控除について

ア 法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする旨を定めている。

イ 年金等の収入認定について、次官通知第 8 ・ 3 ・ (2) ・ ア ・ (ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(括弧内省略)については、その実際の受給額を認定すること。」とするとともに、同(イ)は、「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」としている。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 2 4 年 7 月 2 3 日社援保発 0 7 2 3 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、令和元年 5 月 2 7 日社援保発 0 5 2 7 第 1 号による改正後のもの。以下「課長通知」という。) 1 (1)柱書きは、「法

第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」を掲げる一方で、⑤において、「④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。」としている。

また、同(2)は、「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、柱書において、年金を遡及して受給した場合の返還額から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。」とし、同(ア)において、「保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。」として、①において「資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること」、②において「当該費用返還額は原則として全額となること」、③において「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」をそれぞれ掲げている。

同(イ)は、「原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となる」とした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関と

して慎重に必要性を検討すること。」としている。

エ 次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

そして、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分の適法性についての検討

- (1) 法 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。同条は、利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、その資力を現実に活用することができず、保護の必要が急迫していること等を理由として保護を受けた者について、その資力を現実に活用することができる状態になった場合において、当該保護を有効なものとしつつ、当該保護の実施に要した費用の返還義務を定めたものである。

そして、同条が、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」と規定しているのは、上記資力の限度において本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつ、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としていること（法 1 条）に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、全額を返還させずに支給済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであると解される。

したがって、法 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況及び地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものというべきであるから、返還額の決定につ

いては、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限(法28条、29条)を有する保護の実施機関の合理的な裁量にゆだねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その返還額に係る判断が上記の法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、又は判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限り得られるとされる。

(2) 本件社労士費用の必要経費該当性について

ア 請求人は令和2年3月18日、処分庁に対して、障害基礎年金の収入申告を行った。この際、請求人は、〇〇社労士に対して報酬として143,128円を支払った旨を伝えた。本件社労士費用は、〇〇社労士が、長男の障害基礎年金に係る裁定請求に係る代行業務を行い、その結果、長男が障害基礎年金を受給することとなったことにつき、同社労士との間で締結した業務委託契約に基づいて支払うべき費用であったことが認められる。

イ 年金受給額に相当する保護費は原則として全額返還されるべきものであり(上記1・(2)・ウ)、社労士への依頼の報酬については、例えば、年金の支給申請時に提出する障害の診断書の取得費用などのように、年金受給申請者一般について、その受給資格の証明のために必要なものとまではいえないため、上記1・(2)・イ記載の次官通知に定められた年金を得るための必要経費として、一般的に認められるものではない。

もともと、その個別具体的な依頼の必要性、障害基礎年金等の受給と就業による収入等によって自立更生に資することなどからすれば、受給資格の証明のために特段の必要性が認められた場合に、必要な経費として控除が認められる余地があるため、請求人について個別具体的に検討する。

ウ 本件について、長男は、幼少期に発達障害(多動症候群)と診断

され、その後にはうつ病も併発している状態となって、精神障害者保健福祉手帳の障害等級 2 級の交付を受けたものであることから、長男自身については本件裁定請求をした当時、上記の各疾患に起因して、障害基礎年金等の裁定請求手続を自身で行うことが困難な状況にあった可能性がある。しかしながら、世帯を同じくする請求人については、行政書士試験に合格していることから明らかであるとおりに、長男に代わって裁定請求を行う能力を具備していると認められる。したがって、当該時点において、能力面の観点から特段、民間の社労士への依頼を検討すべき事情は認められない。

エ また、令和元年 7 月 26 日のケース記録票には、〇〇区担当職員が、請求人らに対し、障害基礎年金の裁定請求手続を「資産調査専門員」に依頼することができる旨や、社労士に委任する場合においては原則として自己負担であることを説明した旨が記載されている。なお、請求人は、経費控除の有無について〇〇区担当職員の説明に不備があったかのように主張するが、請求人提出の令和 3 年 5 月 18 日付陳述書によると、請求人自身が「精神疾患の障害年金申請を専門的に取り扱う」社労士を探し当てて相談していること、社労士から「報酬等について生活保護受給者が年金額から経費として認定してもらえた例があった」と聞いていること、及び、〇〇区担当職員が「うちでも詳しいものがあるので任せるとはできます」と情報提供したのに対し、その者が社労士でないと聞くと、「それでは任せられないのではないか」と言って即座に断っていることから、請求人は、行政機関において無償で手続上の援助が受けられること、及び、社労士報酬が当然には経費と認められないことを認識した上で、あえて社労士に依頼したものであると認められる。〇〇区担当職員は、経費として控除が認められる余地が全くないわけではないことから、断定的に否定する発言を避けているが、少なくとも経費として認められる可能性が高いとの期待を持たせる説明はしていない。したがって、請求人が〇〇区担当職員の説明に納得せ

ず、社労士への依頼を行ったという事実はあっても、その説明に不備があり、そのことによって請求人が経費となるものと誤解して、社労士に依頼したという事情は認められない。

したがって、本件処分において、本件社労士費用を自立更生免除に係る費用として認めないとする処分庁の判断は、妥当なものと認められる。

(3) 本件パソコンの購入費相当額に係る自立更生免除の要否について

ア 長男は、令和2年3月16日、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の入学試験に合格した。また、同月31日付書面にて、授業や大学生活において同学部が推奨するスペックを有する個人のノートパソコンが必須になる旨や、同年4月14日のオンラインガイダンス等に必要であるため、学習に使用するパソコンを用意するよう求める旨の通知を受けたことから、同月3日、同大学の生活協同組合において本件パソコンを購入し、その代金を支払ったことが認められる。

イ 問答集問13-5（答）(2)は、自立更生免除の要件として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたもの」を挙げている。本件パソコンを購入した令和2年4月3日時点において、長男は請求人の世帯から分離しており、被保護者ではないことから、「当該世帯」に該当しない。したがって、被保護者ではない者に対して自立更生免除を認めることはできないから、本件処分において、本件パソコンの購入費用を自立更生免除に係る費用として認めないとする処分庁の判断は、妥当なものと認められる。

(4) 小括

以上のことから、本件社労士費用相当額及び本件パソコンの購入費用相当額を自立更生免除に係る費用として認めることはできないとする処分庁の判断は妥当なものと認められることから、本件処分を違法又は不当とすることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法、不当を主張するが、

本件処分が法令等の規定に基づき、適法になされた処分であることは上記2のとおりであり、請求人の主張については、いずれも理由がないから、これを本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、本件処分に違法、不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙(略)